

# 令和7年 参議院議員 通常選挙

忘れずに投票しましょう!  
7月20日(日)  
投票時間：午前7時～午後8時

この記事は、参議院議員通常選挙の投票日を、7月20日と想定した記事です。投票日等が変更となった場合は、市ホームページなどでお知らせします。



7月28日の任期満了に伴い、第27回参議院議員通常選挙が行われます。私たちの声を国政に反映させるための大切な選挙です。忘れずに投票に出掛けましょう。

●投票時間 午前7時～午後8時

※一部の投票所は午後6時まで/期日前投票所と共通投票所は投票時間が異なります。

●投票所入場券

公示日以降に郵送します。圧着式のはがき1枚につき2人分まで印刷しています。入場券が届かなかったり、紛失したりした場合でも、選挙人名簿に登録されていれば本人確認により投票できますので、投票所の係員に申し出てください。

※市内全域に発送するため、届くまでに3日程度かかる場合があります。

●共通投票所

投票日当日に投票する人は、投票所入場券に記載の指定投票所または共通投票所のいずれかで投票ができます。

開設日	投票日当日
投票場所	ヒロコ(駅前町) 3階多世代交流室2
投票時間	午前9時～午後8時
注意事項	①住んでいる地域に関係なく、どなたでも投票ができます。 ②投票の際はヒロコ駐車場(1時間無料)をご利用ください。

●投票方法

選挙区分	投票方法
①選挙区選挙	「候補者氏名」を記載して投票
②比例代表選挙	「参議院名簿搭載者氏名」または「政党名」のいずれかを記載して投票

●不在者投票(滞在地での投票)

仕事や用事などで投票日に市外に滞り、期日前投票もできない人は、不在者投票ができます。希望する人は、投票用紙の請求手続きが必要です。

【手続き方法】マイナポータル「ぴったりサービス」/不在者投票請求書兼宣誓書を郵送か持参で提出

※様式は選挙管理委員会事務局および岩木・相馬総合支所の同事務局分室に用意しているほか、市ホームページからダウンロードできます。代理人による手続きも可能です。

手続きをした人には、滞在地へ投票用紙などを郵送しますので、滞在地の選挙管理委員会へ投票してください(郵送期間の関係上、早めの手続きや投票をお願いします)。



▲マイナポータル

●在宅投票

重度の身体障がいなどで、「郵便等投票証明書」を持っている人は、郵便等による不在者投票ができます。該当者は、身体障害者手帳が戦傷病者手帳を持っている人で下表の障がいのある人、または介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の人です。

身体障害者手帳	障害名	障害の程度			戦傷病者手帳	障害名	障害の程度			
		1級	2級	3級			特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
○	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	△	○	両下肢、体幹の障害	○	○	○	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	-	○		○	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○
	免疫、肝臓の障害	○	○	○						

「郵便等投票証明書」の交付を受けていない人で、新たに交付を希望する人は、身体障害者手帳、戦傷病

●期日前投票

仕事や用事などで投票日に投票できない人は、次のとおり期日前投票ができます。

投票期間	公示日の翌日～投票日の前日				
投票場所	弘前市役所(上白銀町) 前川新館1階市民ギャラリー	岩木庁舎(賀田1丁目) 1階多目的室	相馬庁舎(五所字野沢) 多目的室	総合学習センター(末広4丁目) 1階中会議室	ヒロコ(駅前町) 3階多世代交流室2
投票時間	午前8時30分～午後8時	午前8時30分～午後6時			午前10時～午後8時

①住んでいる地域に関係なく、上記のどの投票所でも投票できます。  
②受け付けをする際、投票所に当日行けない理由を記入した「宣誓書」の提出が必要です。「宣誓書」は投票所入場券下部にある欄に記入するか、期日前投票所の受付にも用意します(来場前の宣誓書記載にご協力をお願いします)。  
③投票所によって投票時間が異なりますので、注意してください。  
④投票所入場券が届いている場合は、持参してください。  
⑤ヒロコで投票する際はヒロコ駐車場(1時間無料)をご利用ください。

時 とき 所 ところ 内 内容 対 対象・定員 料 料金 持 持ち物 申 申し込み 問 問い合わせ・申込先 F ファクス E メール

者手帳、介護保険被保険者証のいずれかを持って(代理人可)、選挙管理委員会事務局で手続きをしてください。

●選挙公報

候補者の経歴・政見や、比例代表選挙の政党などの政策を掲載した選挙公報を、投票日の2日前までに各世帯へ配布します。市役所、岩木・相馬庁舎、各出張所などの公共施設にも備えますのでご利用ください。

●親子で投票に行きませんか?

投票所には18歳未満の子どもと一緒にいることができます。総務省の調査によると、子どもの頃に親の投票に同伴した経験がある人は、ない人と比較して投票した割合が高いことがわかっています。



投票所の様子や、親が投票する姿を見ることは、子どもの将来の投票につながっています。ぜひお子さんと一緒に投票所へお越しください。

※子どもを投票所に同伴させる場合は、大声で騒いだり、他の人の投票をのぞき見ることなどが無いようルールを守ってください。

●投票の支援を行います

投票所での係員との意思疎通や、投票の方法に不安がある人などがスムーズに投票の手続きができるよう、各投票所にコミュニケーションボードを用意します。県ホームページからダウンロードし、投票所に持参することもできますので、ぜひご活用ください。



投票所入場券(見本)

〇〇選挙

投票所名 〇〇集会所

投票日・時間 〇月〇日(〇) 7時から 20時

第〇区 〇〇番 氏名 弘前 花子

到着番号 受付名簿 対照係 投票

※こちらは切り取らず、バーコードがついた状態で読み込みますので、切り取らずにお持ちください。

期日前投票 宣誓書兼請求書

私は、宣誓書兼請求書記載の本人であり、当該期日前投票の事由に該当する見込みです。

○ 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭、その他の用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在

○ 疾病、負傷、出産、老衰、身体障がい等のため旅行が困難又は刑事施設等に収容

○ 交通機関の異常に居住・滞在

○ 住所移動のため、弘前市以外に居住

○ 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

上記は、真実であることを誓い、投票用紙の交付を請求します。

令和7年(2025年) 月 日

氏名 大正・昭和・平成 年 月 日

住所

問 選挙管理委員会事務局 (〒036-8551、上白銀町1の1、市役所6階、☎35-1129)